

第6回 北九州市地方独立行政法人評価委員会

平成18年2月2日

I 国立大学の年度評価の方法等について（概要の再確認） ……別紙1

II 北九州大学の評価・点検方法等について（大学から報告と説明） …別紙2

III 当評価委員会の評価方法について（審議） ……別紙3

1 国立大学方式を参考にした評価方法について

1) 大学が提出する実績報告書等について

年度の進捗状況を数値化し項目別に段階別評価を実施

・進行状況の数値化、ウェイト付け、財務諸表等の活用等

2) 当評価委員会の評価方法について

大学の報告書に基づき分野別に記述式で評価を実施

・分野別の評価、進行状況の数値化、教育研究等の評価

3) 委員の役割分担について

2 評価の仕組みとスケジュールについて

所管局の位置づけと評価のスケジュール

3 国立大学評価委員会の主な評価の観点について

I 国立大学の年度評価の方法等

- 国の評価委員会は、大学が提出した実績報告書に基づき、年度の進捗状況を分野別に5段階で評価している。
 - 教育研究の状況については、年度評価では専門的見地からの評価は行わない。
 - 業務運営、財務内容等の状況については、進行状況を数値化し5段階で評価する。

- ※ 特筆すべき進行状況(評価委員会が特に認める場合)、計画どおり(すべてIVまたはIII)、概ね計画どおり(IVまたはIIIの割合が9割以上)、やや遅れている(IVまたはIIIの割合が9割未満)、重大な改善事項がある(評価委員会が特に認める場合)

II 国立大学の「平成16年度に係る業務の実績に関する報告書」の構成

1 報告書の構成

- (1) 大学の概要、(2)全体的な状況、(3)分野別の状況の3つで構成されている。

2 分野別の状況(分野別の状況は、さらに以下の3つに分類できる。)

(1) 教育研究の状況

I 大学の教育研究等の質の向上

- 進行状況を年度計画の項目ごとに記述式で記載する
- 特色ある取り組みや円滑に進めるための工夫等について記載する。

(2) 業務運営、財務内容等の状況

- II 業務運営の改善及び効率化
- III 財務内容の改善
- IV 自己点検・評価等
- V その他業務運営

- 年度計画を上回って実施 … IV
- 年度計画を順調に実施 … III
- 年度計画を十分に実施できていない … II
- 年度計画を実施していない … I

- 進行状況を年度計画の項目ごとに数値化して記載する。あわせて判断理由を記載する。
- 重要項目にウェイトを付けて評価することができる。

(3) その他の状況

- VI 予算、収支計画・資金計画 … 「財務諸表及び決算報告書を参照」と記載
- VII 短期借入金の限度額…「借り入れなし」と記載
- VIII 重要財産の譲渡、担保…「該当なし」と記載
- IX 剰余金の使途…「該当なし」と記載
- X その他(施設整備・人事) …「該当なし」、「他項目参照」と記載

国立大学方式を参考にして、評価に必要な実績報告書等の資料や進行状況の数値化による段階別評価など具体的な評価方法について議論を行う必要がある。

北九州市立大学の自己点検評価について

1 自己点検評価の基本的な考え方

- (1) 学校教育法第69条の3第1項に基づいて行う、北九州市立大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら行う点検及び評価であり、点検・評価の結果をその後の大学運営にフィードバックすることにより、本学の教育研究等の質的向上を図るとともに、社会への説明責任を果たしていくものである。そのため評価結果については、広く一般へ公開するものとする。
- (2) また、各年度終了後に地方独立行政法人法第28条第1項に基づく、北九州市地方独立行政法人評価委員会による評価が実施され、本学が定めた中期計画（平成17年度～平成22年度）及びこれに基づく年度計画により実現を目指している各種取り組みについての評価を受けることを踏まえ、評価による作業が本学にとって過重な負担となることを避けるため、北九州市地方独立行政法人評価委員会による評価にも利用可能な評価体制・手法を構築するものとする。

2 評価体制

評価体制については、評価が中期計画及び年度計画に基づいて全学的な視点に基づいて行われなければならないことを踏まえ、以下のとおりとする。

【北九州市立大学大学評価委員会】

評価の基本の方針を定め、進行管理を統括する機関として、北九州市立大学大学評価委員会（以下「大学評価委員会」という。）を設置する。

【大学評価委員会委員の構成】

- ① 学長が指名する副学長
 - ② 公立大学法人北九州市立大学定款第21条第2項第4号に規定する教育研究上の重要な組織の長の指定に定める職員
 - ③ その他学長が指名する職員
- * 必要に応じて、学長が審議に参加することも可能とする。

【大学評価委員会の長】

委員のうち学長が指名する副学長とする。

【評価の実施】

中期計画及び年度計画に関する各項目の評価実施については、原則的に各項目を所管する

学内各種委員会の意見を踏まえて評価を行うこととする。

【事務局】

大学評価委員会の事務局は、事務局経営企画課とする。

3 評価の実施及び内容

評価の実施に関する詳細については、大学評価委員会において定めるものとするが、基本的な考え方は、以下のとおりとする。

(1) 評価の実施

中期計画及び年度計画記載の各項目の達成度を評価する「項目別評価」と各項目の進捗度を踏まえ、大学としての教育研究等の実施状況、財務状況、組織運営など大学活動全体の状況を評価する「全体評価」により行うものとする。

(2) 評価の内容

原則として、各項目の進捗状況を以下の4段階で表すとともに、実施状況について記述式により評価する。

- I 計画を実施していない。
- II 計画を十分に実施できていない。
- III 計画を順調に実施している。
- IV 計画を上回って実施している。

4 評価に関するスケジュール

- 平成 17 年 12 月
 - 大学評価委員会規程の作成
 - 大学評価委員会の設置
- 平成 18 年 2 月末まで
 - 評価にかかる実施内容等を大学評価委員会において審議決定
- 平成 18 年 3 月
 - 評価作業開始
- 平成 18 年 4 月末
 - 評価作業終了
- 平成 18 年 5 月末
 - 評価報告書（案）完成
- 平成 18 年 6 月末まで
 - 教育研究審議会・経営審議会・役員会における審議を経て、評価報告書完成

5 公立大学法人に関する各種評価について

公立大学法人の評価については、①大学独自の自己点検評価、②認証評価機関による評価、③地方独立行政法人評価委員会による評価の3種類の評価が法律により規定されており、各評価に関する概略は以下のとおりである。

(1) 自己点検評価

本資料により述べてきた、学校教育法第69条の3第1項に基づいて行う、大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、大学が自ら行う点検及び評価である。

(2) 認証評価機関による評価

学校教育法第69条の3第2項に基づいて、当該大学の教育研究等の総合的な状況について認証評価機関が行う評価である。

認証評価機関による評価については7年に1度実施する旨定められており、認証評価機関による評価を受ける際には、大学が行う自己点検評価結果を認証評価機関に提出する必要がある。

現在、認証評価機関には、「独立行政法人大学評価・学位授与機構」「財団法人大学基準協会」「財団法人日本高等教育評価機構」の3団体が文部科学省より認証されており、このうちから認証評価機関を選択し、評価を受ける必要がある。

認証評価機関による大学評価については、学校教育法施行令第40条の規定により平成22年度末までに全ての大学が実施しなければならない。

なお、本学では、平成10年に自己点検評価を実施し、その結果をもって平成11年に「大学基準協会」への加盟申請を行っており、現在「大学基準協会」の正会員となっている。このことを踏まえつつ、今後設置される大学評価委員会において、本学が本評価を受ける認証評価機関についての検討を行うこととする。

(3) 地方独立行政法人評価委員会による評価

地方独立行政法人法第28条第1項及び第30条第1項に基づいて、毎事業年度における業務の実績（第28条）及び中期目標期間における業務の実績（第30条）について、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う評価である。

第28条に規定される評価については、中期計画に定める業務の毎年度の実績（中期計画・年度計画の達成状況）について、また、第30条に規定される評価については、設立団体から示された中期目標の法人における達成状況について、総合的な評定を実施するものとされている。

評価委員会による評価は、原則的に各法人の自己評価に基づいて行われ、具体的には各法人が評価委員会に提出する実績報告書に記載した中期目標・中期計画の達成状況に基づいて行われる。

以上のことより、北九州市立大学に関する評価については3種類の評価を実施する必要があることから、評価についての大学における作業が膨大になることが想定される。

そのため、自己点検評価については、各評価作業項目の一定程度の共通化を検討し、評価に関する事務についての軽減を図ることが肝要であり、大学評価委員会における評価の実施内容の検討においても、これを重点的に検討する。

北九州市立大学大学評価委員会規程

(設置)

第1条 北九州市立大学学則第2条の規定に基づく自己評価及び外部評価を実施するため、北九州市立大学大学評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 評価の基本方針及び実施等に関する事項。
- (2) 本学の教育及び研究、組織及び運営等の自己点検評価に関する事項。
- (3) 認証評価機関による評価に関する事項。
- (4) その他大学評価に関する事項。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者(以下「委員」という。)で組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 公立大学法人北九州市立大学定款第21条第2項第4号に規定する教育研究上の重要な組織の長の指定に定める職員
- (3) その他学長が指名する職員

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し、主宰する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(定足数及び議決)

第5条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。ただし、委員以外の者は議決に加わることができない。

(委員会の事務)

第7条 委員会の事務は、経営企画課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

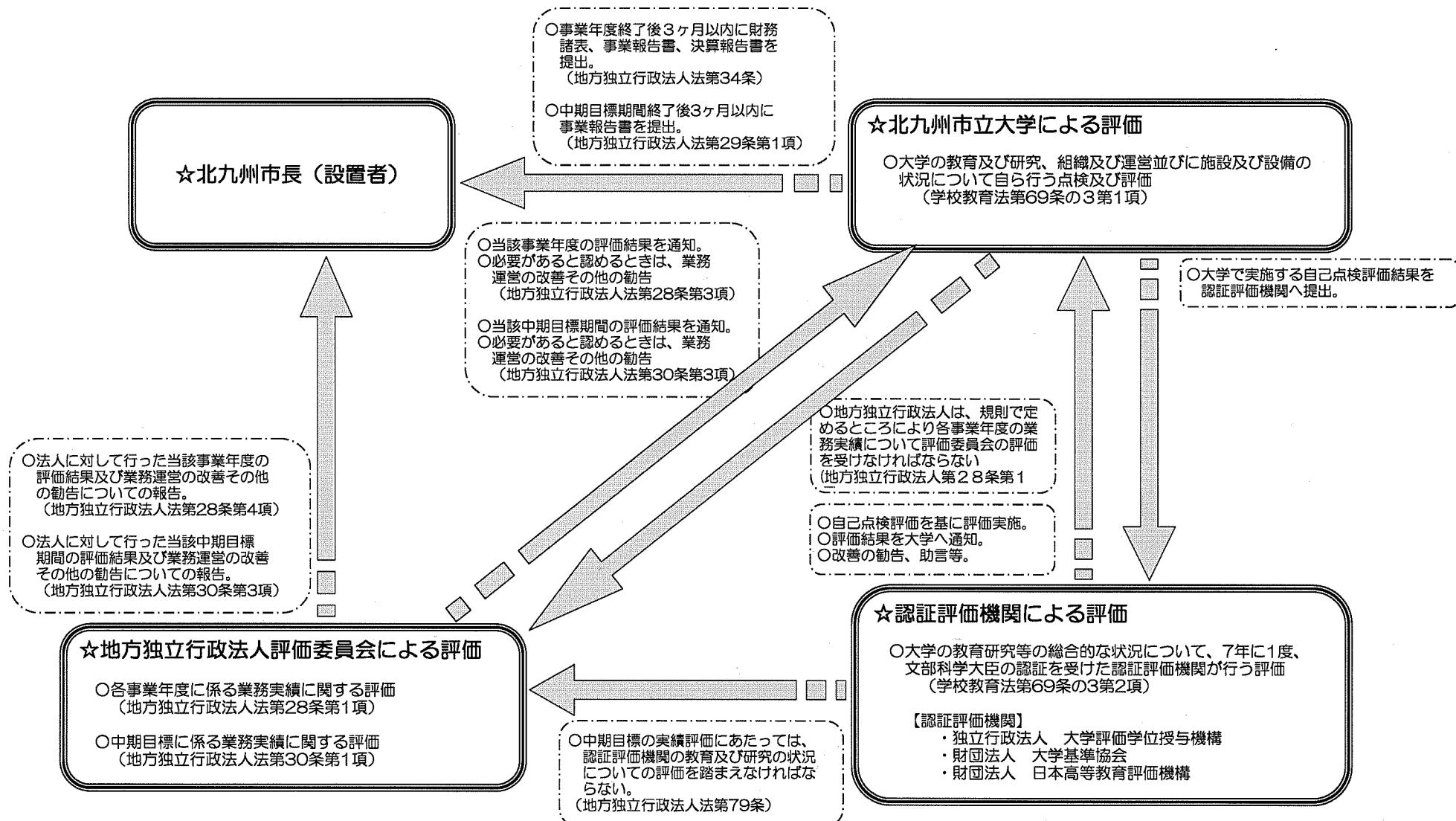
附 則

第1条 この規程は、平成17年12月13日から適用する。

北九州市立大学 大学評価委員会委員名簿

		氏 名	役 職
委員長	副学長	棚 次 奎 介	(学術情報総合センター所長兼務)
委 員	重要な組織の長	乗 口 真 一 郎	外国語学部長
		齋 藤 貞 之	経済学部長
		近 藤 倫 明	文学部長
		小 野 憲 昭	法学部長
		高 橋 進 一	国際環境工学部長 (大学院国際環境工学研究科長兼務)
		谷 村 秀 彦	大学院社会システム研究科長
		迎 由 理 男	全学教務主事
		赤 塚 正 幸	学生部長
		山 崎 克 明	北九州産業社会研究所長
		山 崎 勇 治	国際教育交流センター所長
学長が指名する職員		永 津 美 裕	経営企画担当局長

北九州市立大学に関する評価制度の概要



【学校教育法】

- 第69条の3 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
 - 3 専門職大学院を置く大学にあっては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
 - 4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従って行うものとする。

【学校教育法施行令】

（認証評価の期間）

第40条 法第69条の3第2項（法第70条の10において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は7年以内、法第69条の3第3項の政令で定める期間は5年以内とする。

【地方独立行政法人法】

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

- 第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
 - 3 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
 - 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
 - 5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

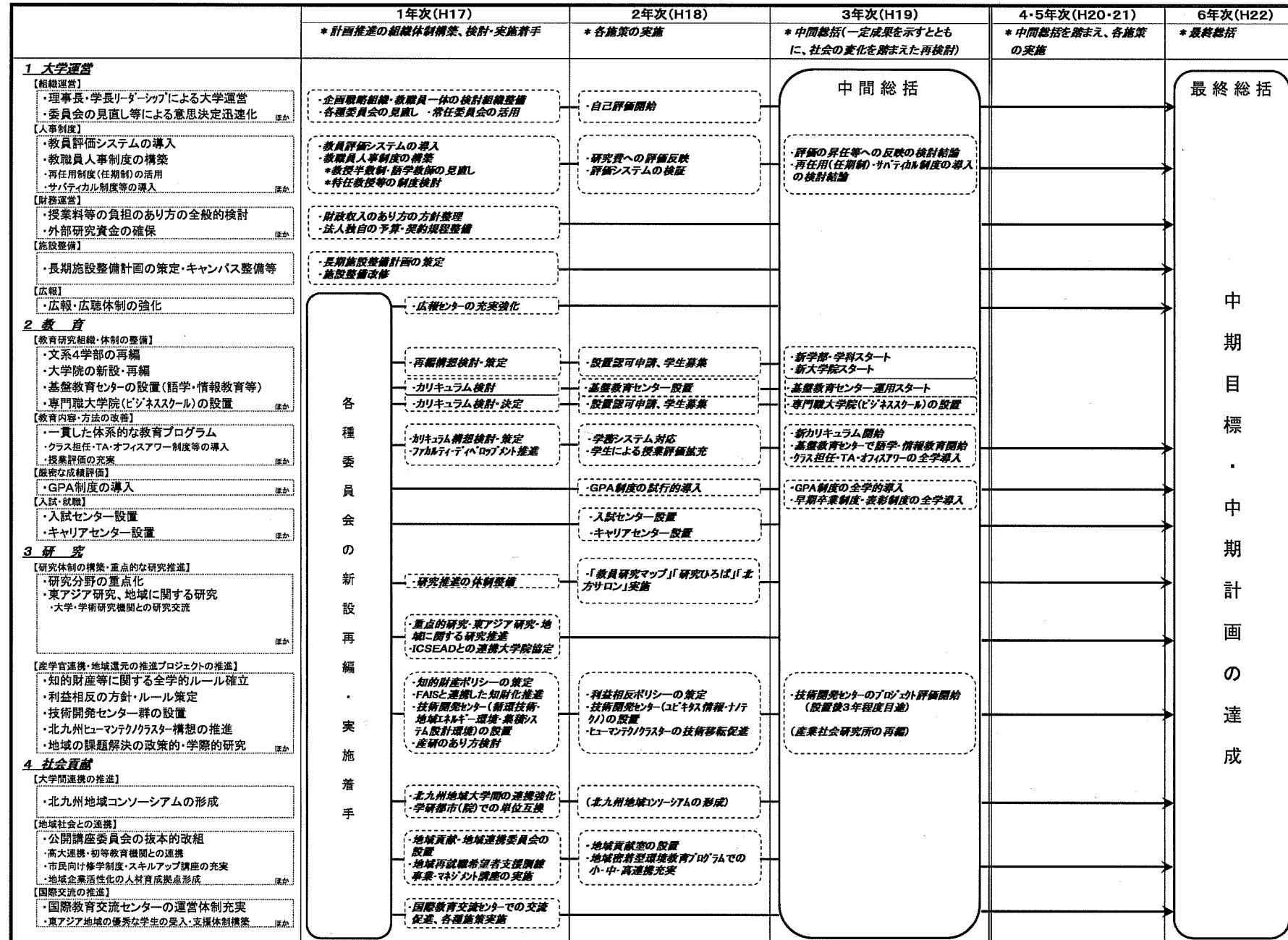
第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 第28条第3項から第5項までの規定は、第1項の評価について準用する。

(認証評価機関の評価の活用)

第79条 評価委員会が公立大学法人について第30条第1項の評価を行うに当たっては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第69条の3第2項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

北九州市立大学 中期計画工程イメージ



	平成17年度				平成18年度											
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北九州市立大学							○財務諸表・事業報告書・決算報告書完成 ○財務諸表等の北九州市への提出									
自己点検評価	○大学評価委員会設置 ○評価実施内容の検討(2月末まで) ○平成17年度評価作業開始					○評価報告書完成 ○事業報告書への反映										
地方独立行政法人評価委員会による評価		○評価実施内容についての検討(3月末まで)					○平成17年度業務実績に係る評価 ○評価結果の法人への通知 ○評価結果の北九州市への報告									
認証評価機関による評価																

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
北九州市立大学	○平成18年度財務諸表等の作成	○平成19年度財務諸表等の作成	○平成20年度財務諸表等の作成	○平成21年度財務諸表等の作成 ○中期目標に係る事業報告書の作成	○平成22年度財務諸表等の作成 ○中期目標に係る事業報告書の作成
自己点検評価	○平成18年度評価	○平成19年度評価 ○認証評価に係る自己点検評価の実施	○平成20年度評価	○平成21年度評価 ○中期目標に係る自己点検評価 (平成17年度～平成22年度)	○平成22年度評価 ○中期目標に係る自己点検評価 (平成17年度～平成22年度)
地方独立行政法人評価委員会による評価	○平成18年度業務実績に係る評価	○平成19年度業務実績に係る評価	○平成20年度業務実績に係る評価	○平成21年度業務実績に係る評価 ○中期目標に係る評価 (平成17年度～平成22年度)	○平成22年度業務実績に係る評価 ○中期目標に係る評価 (平成17年度～平成22年度)
認証評価機関による評価			○認証評価機関による評価実施		

III 当評価委員会の評価方法について(審議)

- 大学は、各事業年度における業務の実績について当評価委員会の評価を受けようとするときは、当該事業年度に係る年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後3月以内に当評価委員会に提出しなければならない。(§ 28①規則§ 6)
- したがって、当評価委員会は、各年度に係る評価の実施要領及び事業実績の報告書の様式を具体的に定める必要がある。

III-1 国立大学方式を参考にした評価方法について

1) 大学が提出する実績報告書等について

評価を行うために、以下の報告書等の提出等について検討する。

- ① 事業の実績を明らかにした報告書 (§ 28①規則§ 6)
※年度計画の各項目別に進捗度を数値化して段階別評価を実施する
・進行状況の数値化、ウェイト付け
- ② 市に提出する資料と同一の資料 (§ 34①、②規則§ 9)
・財務諸表、事業報告書、決算報告書の提出
- ③ その他評価を行うために必要な資料
・年度計画 (§ 27①規則§ 5)、自己評価・点検報告書等の提出

2) 当評価委員会の評価方法について

① 分野別の評価について

大学は年度計画の項目別に実績を明らかにすることが規則等で規定されているが、評価委員会は規定がない。評価を効率的・効果的に行うため、国と同様、分野別の括りで評価することを検討する。

② 進行状況の数値化について

大学には項目別に数値化して段階別評価をしてもらうが、評価委員会は記述式で評価することを検討する。ただし、分野別の評価については数値化することも検討する。

③ 教育研究等の評価について

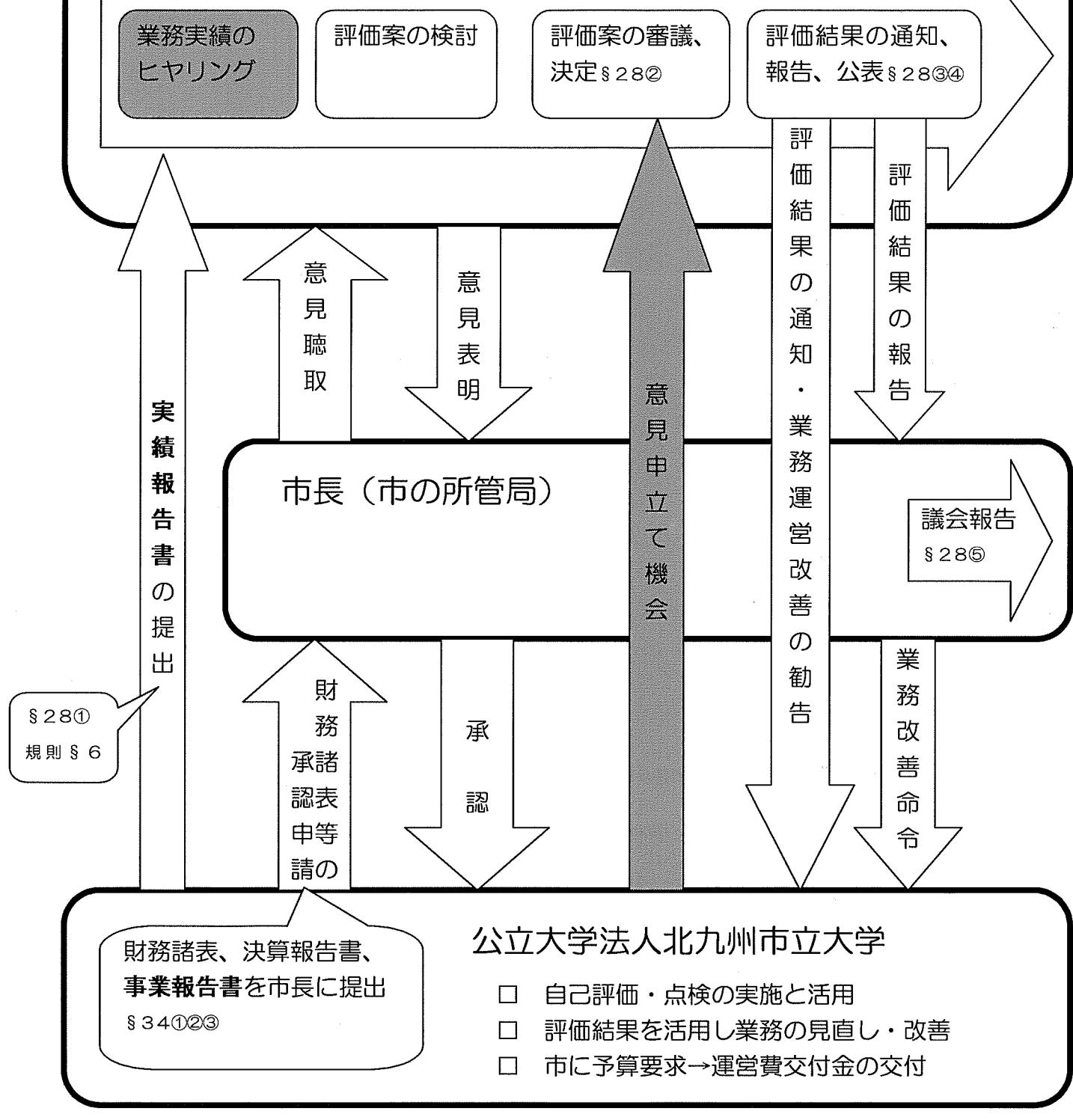
教育研究等の評価は、国と同様、特色ある取り組み等について評価することとし専門的な見地からの評価は行わないことを検討する。

3) 委員の役割分担について

専門性を発揮し効率的・効果的に評価を行うため社会性・公共性、財務・会計、教育・研究等の視点から役割分担することを検討する。

III—2 評価の仕組みとスケジュールについて

北九州市地方独立行政法人評価委員会



所管局に対するヒヤリングの実施、意見申立ての機会の付与について検討する必要がある。また、9月議会に報告する前提でスケジュールを策定する必要がある。

III—3 国立大学評価委員会の主な評価の観点について

1 学長・理事長のリーダーシップにより経営戦略の確立や資源配分が行われているか。

- 全学的な経営戦略を確立しているか
- 全学的視点から戦略的な学内資源配分がなされているか
 - 学内予算編成方針の策定及び当該方針に基づく学内資源配分方法の確立
 - 学長裁量経費の確保・活用
 - 学内の予算編成における部局間の競争的なプロセスの導入 など
- 戦略的・効果的に人的資源を活用しているか
- 既存施設の有効活用がなされているか

2 組織・人員の効果的管理や財務内容の改善・充実、業務執行の効率化等が行われているか。また、自主的・自律的に業務の効果的・効率化な運営が確保されているか。

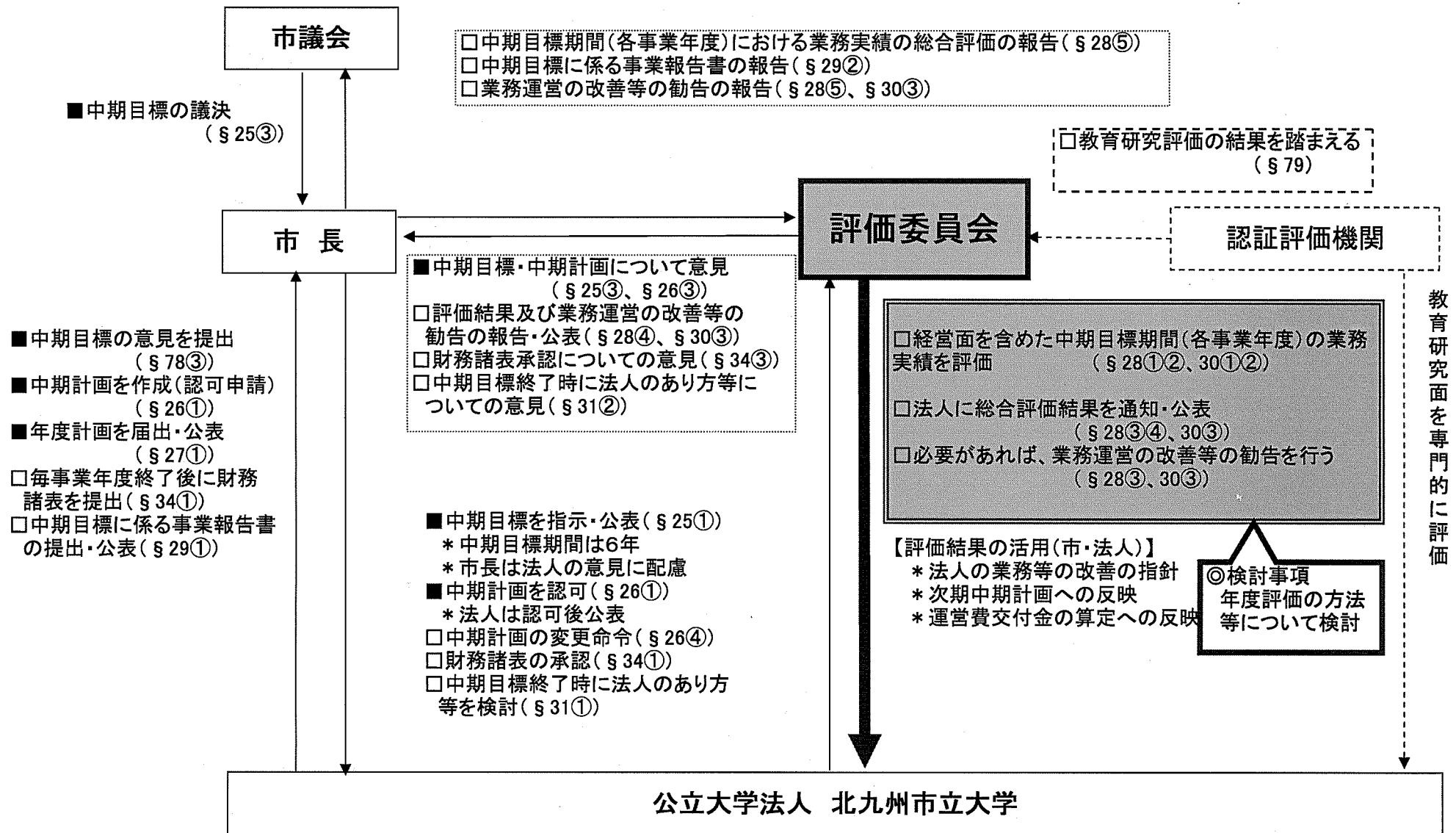
- 経営体制を確立し、業務運営の効率化を図っているか
 - 効果的・効率的な業務運営のための事務組織の再編・合理化 など
- 財務内容の改善・充実を図っているか
 - 経費の抑制や財務運営の効率化のため一般管理費に対する効率化目標の策定
 - 財源多様化のための外部資金等の自己収入獲得努力の仕組みの確立
 - 運営費交付金の算定ルールの策定
 - 剰余金が教育研究活動に有効に配分される仕組みの策定 など
- 教育研究組織の見直しが適切に行われているか
 - 一定の教育研究組織の設置について時限の設定、学部・学科の再編 など
- 中期目標期間における人件費等の必要額を見通した財政計画が策定されているか
- 教育研究活動の活性化を客観的な数値により把握するために基本的な統計指標を把握し分析調査しているか
 - 教員一人あたりの経費、学生数や学生一人あたりの経費
 - 大学の偏差値や就職率 など

3 運営全般にわたって透明性を確保するため、積極的に情報公開を行い説明責任を果たしているか。

- 学外の有識者を積極的に活用しているか、監査機能の充実が図られているか
- 説明責任を果たすための各種の情報公開の方針が策定されているか

国立大学を評価する際の観点も参考にしながら今後さらに検討する必要がある。

地方独立行政法人の評価制度の概要



公立大学法人北九州市立大学の評価の概要(案)

資料2

